

大垣市税条例の一部改正について

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、平成29年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により大垣市税条例の一部改正を行ったので、同条第3項の規定に基づき、報告するとともに承認を求めるもの。

1 大垣市税条例の主な改正内容（平成29年3月31日に専決処分した主な事項）

(1) 固定資産税・都市計画税関係（地域決定型地方税制特例措置）

次の項目について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を規定するもの。

項 目	課税標準の特例割合	対象資産
企業主導型保育事業	1/2 (最初の5年間)	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合の当該施設の用に供する固定資産（土地・家屋・償却資産）
家庭的保育事業	1/2	家庭的保育事業の用に供する固定資産（家屋・償却資産）
居宅訪問型保育事業	1/2	居宅訪問型保育事業の用に供する固定資産（家屋・償却資産）
事業所内保育事業	1/2	事業所内保育事業の用に供する固定資産（家屋・償却資産）

※ 特例割合：1/3以上2/3以下（参酌基準：1/2）

(2) 軽自動車税関係（グリーン化特例の見直し）

平成28年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例について、次のとおり排出ガス基準及び燃費基準を見直した上で、2年間延長するもの。平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得した三輪以上の新車の軽自動車について、取得の翌年度分に関し適用する。

種類	排出ガス基準及び燃費基準		軽減率
	現 行	改正案	
天然ガス車	・ H21排出ガス規制10%低減	・ H30排出ガス規制適合 又は ・ H21排出ガス規制10%低減	75%軽減
ガソリン車	・ H32燃費基準+20%達成かつ H17排出ガス規制75%低減	・ H32燃費基準+30%達成かつ H30排出ガス規制50%低減 又は ・ H32燃費基準+30%達成かつ H17排出ガス規制75%低減	50%軽減
	・ H32燃費基準達成かつ H17排出ガス規制75%低減	・ H32燃費基準+10%達成かつ H30排出ガス規制50%低減 又は ・ H32燃費基準+10%達成かつ H17排出ガス規制75%低減	25%軽減

※ 電気自動車は排出ガス基準及び燃費基準に関係なく75%軽減

2 施行期日

平成29年4月1日（一部規定は公布の日）